

夜には虫の音も聞こえてくるものの、まだまだ暑い日が続いています。今年の夏は、仙台で 37.3 度と過去最高気温を記録するなど、東北各地でも猛暑や豪雨被害にみまわれました。

皆さんはどんな夏を過ごされましたか。

■株式会社防災センターに対して提訴しました

ネットとうほくは、2018年7月26日、株式会社防災センター（以下「防災センター」といいます。）の不当な勧誘等を差し止めるため、同社を被告とする訴訟を仙台地方裁判所に提起しました。

防災センターは、高齢者をターゲットに、宮城県内において、不当な消火器の訪問販売を繰り返していました。具体的には、従前取引していた事業者を装い、各消費者宅を訪問し、当該消火器リースの契約内容があたかも有利な契約であるように勧誘し、10年の長期にわたる契約を締結させるという方法です。また、勧誘の際に配布されるチラシも、当該リース契約が有利であったり、消火器が優良に見えたりするような誤認を生じさせる内容となっていました。

この防災センターの被害は、宮城県内で数多く発生しており、2015年度以降、仙台市消費生活センターには350件超、宮城県消費生活センターにも90件超という数の相談が寄せられています。

ネットとうほくにとっては初めての提訴となります。この訴訟に関して進展がありましたら、本ニュースやHPにて引き続きお伝え致します。なお、第1回期日は10月9日10時から仙台地裁にて開かれる予定です。

☆ HP リニューアルのお知らせ ☆

ネットとうほくが行っている申入れ等の活動について、これまでは活動が修了したものを公表してきましたが、リニューアル後は、「申入れ」手続き（裁判外の差止請求）については、原則として、事業者とのやりとりや結果をすべて公表しています。

ネットとうほくが今どのような案件に取り組んでいるのか、随時公表しているので、HPをご覧ください。

*公表については、「ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルール」に則って公表しています。



■2018年度第2回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

7月9日(月)18:30から、仙台弁護士会館において、2018年度第2回目となる消ラボを開催し、25名が参加しました。今回は、ネットとうほく検討委員の丸山愛博青森中央学院大学准教授が「通信販売の法的責任～瑕疵担保責任規定の2017年民法改正を踏まえて」というテーマで講義を行いました。

今回は、主にインターネット上のC to C(消費者間)契約であるフリーマーケットサービス(以下「フリマサービス」といいます。)の場の提供者であるフリマサービス運営事業者が責任を負うことはないのか、という観点からの報告がありました。

まず、インターネットオークションサービスと比較がなされました。現時点で、フリマサービスでは、偽ブランド品や「現金」等の違法物の取引が行われる場合に注目されているものの、自主規制等がなされることで今後はインターネットオークション同様、欠陥(瑕疵)のある商品の販売によるトラブルに収斂されるだろうとの分析が報告されました。



丸山愛博准教授

また、民法改正に関し、現在の通信販売に関する制度は大きくは変わらないだろうとのことですが、代金減額請求権が法定される関係で、フリマサービスではどのように対応するのか注視すべきであるとの解説がありました。

最後に、フリマサービス運営事業者の法的責任について、まず、ネットオークションの運営事業者に「欠陥のないシステムを構築して」提供すべき義務があると認定された裁判例があることが報告されました。これを前提に、匿名発送システムを利用した場合で、損害賠償に関するトラブルが発生した際、事業者側には少なくとも個人情報の提供の求めに応じる義務が生じるのではないかと、という報告がありました。

その後の意見交換では、C to Cの契約であることから、消費生活センターも介入しづらいことなどが議論されたほか、取引トラブルの危険性があることをアナウンスする必要性、特に若者に対する消費生活に関する講義等で啓発の必要性があるのではないかと、といった議論がなされました。

◆次回以降のテーマは下記を予定しています。

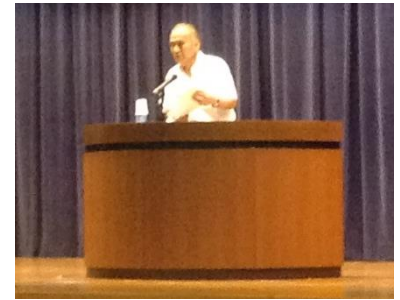
	日程	テーマ	講師
第3回	9月10日(月)	デパート商法の問題の所在 ～2018年消契法改正案を踏まえて	栗原 由紀子 (尚絅学院大学教授)
第4回	11月12日(月)	仮想通貨について	小笠原 奈菜 (山形大学准教授)
第5回	2019年 1月21日(月)	高齢者賃貸契約における身元保証問題	窪 幸治 (岩手県立大学准教授)
第6回	3月18日(月)	リース契約について	山崎 暁彦 (福島大学准教授)

※いずれも18:30から仙台弁護士会館において開催します。ただし、日程、テーマが変更になる場合がありますので、HPでご確認ください。

■宮城県消費生活セミナーを開催しました

7月31日(火)13:00から、宮城県行政庁舎2階講堂において、宮城県、仙台弁護士会、ネットとうほく主催で、消費生活セミナー「成年年齢引き下げ～若者とその関係者への影響と備え～」を開催しました。教育関係者、弁護士、消費者団体、一般市民など約130名の参加がありました。

まず、青山学院大学法務研究科教授河上正二氏が「成年年齢引き下げと若年消費者保護について」と題して基調講演を行いました。2022年4月1日から民法の一部を改正する成人年齢引下げを前に、なぜ成人年齢引下げが必要なのか、また、施行日を迎えるまでにどのような消費者教育が必要になるのか等をお話いただきました。その中で、若者が自ら消費者であるということを認識させていく必要があります。消費者教育についても、立場・実践・問題・課題を学ばせることも重要なことのひとつであると述べられました。また、年齢で区切るのではなく、若年消費者として守る配慮が必要ではないかとも話されました。



河上正二教授

続いて行われたパネルディスカッションでは、仙台弁護士会の大泉力也弁護士、宮城県松山高等学校の徳能順子校長、宮城県宮城広瀬高等学校の佐藤静江教諭をパネリストに迎え、「18歳から成人に！～若者への消費者教育を考える～」をテーマにコーディネーター河上正二氏とともに討論を行いました。教育現場での授業時間確保の難しさや、社会経験が少ない中で、成年になるまでの猶予期間がなくなることへの不安、家庭環境も大きく関わってくるため、学校と家庭の両輪で消費者教育を進めることの必要性などが語られました。



パネルディスカッションの様子

■意見書が採択されました

消費者庁創設以降、地方消費者行政の充実強化のため続いていた国の財政支援が、平成30年度から前年度の約7割程度に縮小されることになりました。そのため、各地で行われている消費生活相談や、消費者啓発事業の維持継続が危ぶまれています。

そこで、ネットとうほくは、6月28日に、宮城県議会に対し「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書を国会等に提出することを求める請願」を仙台弁護士会と共同で行い、同意見書の採択を求めました。

意見書での採択を求めた主な内容は、以下の通りです。

- 推進交付金の後継である強化交付金の使い勝手を改善すること
- 予算減額の地方消費者行政に対する影響を把握して、支援継続に必要な予算（平成30年度補正予算・平成31年度予算）を確保すること
- 国の消費者行政政策の一端を担う事務に対して、国が恒常的な財政措置を実施すること

ネットとうほくは、請願にあたり、仙台弁護士会とも連携し、6月26日に宮城県議会の各会派の議員のもとを訪れて、請願内容を説明し理解を求めました。その結果、7月4日に開催された議会本会議（最終日）で、「地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書」が全会派の賛成で採択されました。

関係者の皆様、ご尽力ありがとうございました。ネットとうほくは、引き続き、地方消費者行政に対する財政支援を求めていく所存です。

■講演会開催のお知らせ

2019年10月19日(金)18:00から仙台弁護士会館4階ホールにおいて講演会を開催します。詳細は同封のチラシをご覧ください。皆さまのご参加お待ちしております。

*テーマ:「最近の利殖商法被害の現状と課題」

*講師: 弁護士 荒井 哲朗氏 (東京弁護士会所属あおい法律事務所代表)

■リレーエッセイ

7回目を迎えたリレーエッセイ。今回は理事の大西二郎さんです。

夜空に高々と上がる花火を見上げながら、3ヶ月かけて準備してきた連合町内会(6町内会)の夏祭りの役割を終えた安堵感を感じていたひと時。

今年、当番制で地元町内会の総務委員長につきました。たまたま我が町内会が、夏祭り実行委員会の事務局担当にあたり、総務委員長としてチラシ作成から備品・景品類購入、会計まで実務面の役割を担当することになりました。実行委員会では各町内会長のお歴々と接することとなり、短期間のうちに人脈形成と地域の活動、繋がりを知る機会を得ることができました。

夏祭りは地域の小学校で開催され、参加者も老若男女数千人もの賑わいと盛況さに、驚きの連続でした。校長先生はじめPTA、周辺中学校育成会の見回り、消防団や各町内会から選出された担当者の協調的な活躍と、久方ぶりに参加した身には、ボランティア活動と地域活動について改めて考える機会となりました。

この3ヶ月の間並行して、NACS会員として大学から依頼を受けた消費者志向経営についての講義、行政から受けたエシカル消費についての講演、消費者団体から受けた消費者と企業の関係についての講演と、教える立場、伝える立場に取り組んでもおりました。

夏祭りは市民としての参加型の活動であり、消費者教育、啓発の取り組みは、教える側からの活動になります。同じボランティア活動でも、地域に根を生やした地域密着型の活動と、組織的・系統的に取り組んでいる啓発型の活動との違いがあります。

この3ヶ月間は、多忙の中でも自分自身の活動を根底から見つめ直す良い機会であったと、実感しているところです。

次回は、理事で検討委員の岩井幸子さんです。



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

eメールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp